

社会保険労務士

## さくら事務所便り

連絡先：223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

## 中小企業の半数が「継続雇用 65 歳超義務化」に反対～日商・東商調査

### ◆中小企業の「リアル」を調査

日本・東京商工会議所は、「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」と併せ、「高齢者雇用の拡大に関する調査」の結果を公表しています（調査対象：全国の中小企業 2,881 社、調査期間：2018 年 10 月 22 日～12 月 3 日）2019 年 1 月 9 日、日本・東京商工会議所は昨年 10～12 月に中小企業 2,881 社（従業員規模 300 人未満の企業が約 9 割）。

その概要をご紹介します。

### ◆高年齢者雇用安定法の対応状況は？

現行の対応状況は、「希望者対象の継続雇用制度導入」が 72.7%、「65 歳までの定年制導入」が 19.2%、「定年制の廃止」が 5.1%でした。

定年前・後における給与水準の変化について、「職務内容と責任の水準が変わるた

め給与水準を下げている」が 53.9%に上る一方、「職務内容と責任の程度は同程度だが給与水準を下げている」が 16.3%で、こうした企業は今後、同一労働同一賃金に向け対応が必要です。

給与水準を下げている企業の定年後の給与水準は、「定年前の 7～8 割程度」が 57.3%、「定年前の 5～6 割」が 24.0%で、「5 割未満」は 3.0%でした。

### ◆7割超が 65 歳超を雇用する一方、半数が「義務化」に反対

65 歳超を雇用する企業の割合は 73.7%で、2016 年調査結果より 2.6%増えました。

「65 歳超への義務化」には、「影響はない」が 44.0%だった一方、「雇用しているが義務化には反対」29.7%、

「65 歳までは雇用できるがそれ以上の対応は難しい」20.8%で、義務化に反対する割合が 50.5%でした。しかしながら、2016 年調査結果の 57.2%に比べて下がってお

り、中小企業において高齢者雇用が進んでいる実態がうかがえます。

義務化された場合の対応については、「不明」が 28.5%ながら、「定年は 60 歳のまま、希望者を 65 歳超まで再雇用する」32.4%、「65 歳を定年とし、希望者を 65 歳超まで再雇用する」26.0%で、定年引上げも視野に入れている企業が一定数あります。

## 存在が認知されていないことも！ 「産業医」、活用できていますか？

### ◆労務管理上の課題解決の要となる「産業医」

2016 年の改正がん対策基本法により、企業はがんに罹患した労働者の就労への配慮が求められています。また、2017 年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針）では、働き方改革の 1 つとして、「治療と仕事の両立推進」が盛り込まれました。現在、病気になった労働者の就労

継続は、労務管理上の大きな課題となっています。

両立の推進を行う上では、労働者を中心として、事業場（事業者、人事労務担当者、上司・同僚等、労働組合、産業医）、医療機関（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカー等）、地域の支援機関（産業保健総合支援センター、保健所、社会保険労務士等）といった関係者が連携することが望まれます。中でも産業医は、労働者と事業者の間に立つ存在として、関係者間の調整機能を果たすことが求められる、重要性の高い存在です。

#### ◆働く患者の75%が「産業医」の存在を知らない！

しかし、アフラック生命保険会社の調査で、企業における産業医の認知度・活用度は非常に低いことがわかりました。

同社の「がんと就労に関する意識調査」結果報告（2018年11月1日発表）によると、調査対象中、産業医を有すると推定される規模の企業に勤めている患者は65%と推定されるところ、「産業医がいる」と認知しているのは約25%にとどまりました。また、経営者においても、産業医または産業保健総合支援センターに相談していない経営者が約70%、がん患者の就労相談についても話し合ったことがない経営者が約60%と、産業医を活用するこ

とができていません。

#### ◆「治療と仕事の両立支援」のために

病気になった労働者の就労継続には、産業医が関与することが効果的とされています。産業医について、その存在、日常的な健康管理や両立支援の要であることを労働者に周知するとともに、企業としても活用を図っていくことが大切です。産業医と上手に連携して、「治療と仕事の両立支援」に取り組んでいきましょう。

#### 2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

##### 1日

- 贈与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

##### 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

##### 18日

- 所得税の確定申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]  
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

##### 28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第4期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～